

## 新「会社法」に対応する想定事例(中小企業対応編)

### 民事再生の場合

<u>債権者の立場の場合</u>	債権の放棄を要求された場合株式化を要求すべき 再建がうまく推移すれば将来の配当を期待するか 資本回復後の譲渡要求による買取り請求を求める
<u>再建者側の場合</u>	債権の放棄を促しやすいが将来の足かせに成りかねありません

### 増資対策

#### 増資にあたって外部資金を導入する場合、

増資部分について議決権制限株式の新株発行によって支配権は維持する  
但し、傾斜配当などの有利性を示さなければ増資に応じにくい  
取引先、社員など

債務の資本化 個人資産を出資して会社資本に付け替える現物出資の制度を利用して  
確定債権としての経営者貸付金を資本に現物出資する

形式的増資 有限から株式への組織変更の際に、資産の時価評価による見直しによって合法的  
に資本を強化する。・・・ **会社法ではダメになったもよう**

### 相続対策

#### 相続予定者に経営継続の意思の無いものがある場合

経営者以外には議決権制限株式が相続されたるよう指定  
その為には生前から経営者の株式の持ち方を工夫する必要がある  
相続株式の売渡請求権の確保（定款で規定しておく必要がある）

#### 会社が赤字で相続財産がある場合

現物出資により相続財産を資本化し、欠損金で減価する

### 無理な配当の回避

剰余金の資本化で配当原資を減らして配当での支出を回避する

### 自社株式の販売と流通

株式の分割による購入単位を小さくし、配当割合を有利にすること  
により自社株式を広く販売する。  
譲渡制限との関係で一般株主が売買できます時期を指定するとか、の工夫が必要か

### 合併の原資の確保

自己株式の確保 経営者が保持していた株式を交換に利用すると税金がかか  
るか、会社の支配権に影響が出る  
会社自身が所持していた株式を利用することで回避

### 類似商号に注意

会社法施行後は、類似商号の規制がなくなるため、同業者や悪意を持った者によつ  
株式会社 FMS 藤島公平

## 会社法研究

て営業妨害を目的に、似たような住所地に、同一目的の同一商号の会社を設立される恐れもある。

また、取引先も、その社名、本店住所、代表取締役の氏名などは注意深く確認しないと、誤って別の会社との取引となっていたということもありえることになります。不正競争防止法などでの防御は可能だが、告発するまでに時間や費用がかかるため本当の防御となりうるのか疑問

逆に新規に会社を設立する場合や商号を変更する場合に、悪意はないのに、全国のどこかの企業によって類似商号の不正使用としていきなり訴えられないとも限らなくなります。

## その他

会社法では資本の考え方が変わるため、会社の規模をはかるのに、資本金の大きさではなく、自己資本の質と大きさでみるのが重要になります  
資料閲覧請求が債権者などから行われるケースが増えてくる可能性があります。資料（定款、議事録、株主名簿、決算資料の整理整頓が必要です。